

平成26年全国消費実態調査が実施されます

調査の対象となられた世帯の方には、ご理解とご協力をお願いいたします。

全国消費実態調査は、家計の構造を「所得」、「消費」、「資産」の3つの側面から総合的に把握することを目的として、家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を5年ごとに調査しています。

調査は、全国の世帯の中から一定の統計上の抽出方法に基づいて選ばれた約5万6千世帯について、9月から11月の3月間実施されます。

調査の結果は、全国や都道府県などの詳細な統計データとして国や地域社会に密着した消費者行政、福祉行政などに役立つ資料となります。

対象世帯には、県知事より任命を受けた統計調査員が4種類の調査票について調査が伺いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

問い合わせ先
総合政策課 ☎(40) 5550

水道水放射性物質の検査結果

検査結果については、ホームページでも公表しています。

採取日	採水場所	セシウム134	セシウム137
		10Bq/kg	
6月11日	南河内第1配水場	不検出	不検出
	石橋第1配水場	不検出	不検出
	国分寺第1配水場	不検出	不検出
	南河内第2配水場	不検出	不検出
	石橋第2配水場	不検出	不検出
	国分寺第2配水場	不検出	不検出

問い合わせ先
水道課 ☎(48) 2121

国民健康保険限度額適用認定証・標準負担減額認定証の更新時期です！

認定証の有効期限は7月31日です。8月1日以降も認定証が必要なときは申請が必要です。

申請開始 8月1日から

内容

外来で高額になるときや入院した場合、限度額認定証を提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額までになります。

住民税課税世帯の方は「限度額適用認定申請」、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担減額認定申請」となります。

また、(食事療養費) 標準負担額減額認定申請は、資格証明書を除く住民税非課税世帯の方が対象となります。
※70歳以上の方は限度額適用認定証は発行されません。ただし、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担減額認定申請」をすることができます。

問い合わせ先
市民課 ☎(40) 5556

自己負担限度額 (月額)

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額(注3)
上位所得(注1)	15万円+(医療費-50万円)×1%	83,400円
一般(上位所得以外の住民税課税世帯)	80,100+(医療費-267,000)×1%	44,400円
住民税非課税世帯(注2)	35,400円	24,600円

注1 上位所得とは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万を超える世帯にあたります。(所得の申告をしていない人も上位所得にみなされます。)

注2 住民税非課税世帯とは、国民健康保険加入者全員およびその世帯の世帯主が非課税である場合をいいます。

注3 過去12か月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

注4 平成27年1月から新たな所得区分が設けられる予定です。

8月1日から国保高齢受給者証が新しくなりました

70歳から74歳の国民健康保険被保険者の方へ、8月1日より利用できる高齢受給者証を7月下旬に送付しました。病院等を受診する際は、国民健康保険被保険者証(保険証)と一緒に提示してください。

なお、新しい高齢受給者証は、25年中の所得状況により一部負担金の割合が決定されています。

平成26年7月31日有効期限の高齢受給者証は、各庁舎市民課窓口へ返却してください。

高齢受給者証の適用時期

1日生まれの方は70歳になる誕生月の1日から、2日以降生まれの方は70歳になる誕生月の翌月1日から、受給者証を適用月の前月末までにご自宅へ郵送します。

高齢受給者証の有効期限

平成27年7月31日
ただし、75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日

問い合わせ先
市民課 ☎(40) 5556